

次期ごみ処理施設整備基本計画策定・

PFI 等導入可能性調査・

生活環境影響調査業務委託

仕様書

令和7年3月

喜多方地方広域市町村圏組合

# 第1編 共通仕様書

## 第1章 総則

本仕様書は、喜多方地方広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が発注する「次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務・PFI等導入可能性調査・生活環境影響調査業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。

### 1. 業務の目的

組合が保有する現ごみ処理施設（焼却施設）は、喜多方地方広域市町村圏組合管内1市1町1村（喜多方市、北塩原村、西会津町）から発生する可燃ごみ等の焼却処理を行っている。一方で、平成3年3月の竣工から約33年経過していることもあり、老朽化が進んでいる状況にある。

本業務は、組合圏域のごみ処理施設の建設を前提に、次期ごみ処理施設の整備に向けて4.に示す業務を行うことを目的とする。

### 2. 業務の名称

次期ごみ処理施設整備基本計画策定・PFI等導入可能性調査・生活環境影響調査業務委託

### 3. 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

（基本計画策定、PFI等導入可能性調査は令和8年3月31日までとする）

なお、組合から変更を要請する場合は誠意をもって協力すること。

### 4. 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務
- (2) PFI等導入可能性調査業務
- (3) 生活環境影響調査業務

## 第2章 一般事項

### 1. 業務管理

- (1) 受託者は、業務計画書を作成し、発注者の承認を受けなければならない。
- (2) 協議、打合せ事項等は議事録を作成し、発注者に提出しなければならない。

### 2. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令、規則、細則及び通達を遵守しなければならない。

### 3. 秘密及び中立性の保持

受託者は、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

#### 4. 資料の貸与等

本業務の遂行にあたり、必要に応じて発注者が所有している既存資料及び報告書等を貸与する。受託者は、資料の貸与を受ける場合には、そのリストを作成し発注者に提出する。なお、貸与された資料は、業務完了時にすべて返却しなければならない。

#### 5. 疑義の解決

受託者は、本仕様書の記載事項及び業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、発注者の意図を十分理解し業務を遂行するものとする。

#### 6. 提出書類等

受託者は、次の関係資料を遅滞なく提出しなければならない。

##### (1) 着手時提出書類

- ①業務着手届
- ②工程表
- ③管理技術者届（経歴書添付）
- ④その他必要資料

##### (2) 業務完了時提出書類

- ①業務完了届
- ②成果品納品書

#### 7. 検査及び引き渡し

受託者は、業務遂行後、所定の手続きを経て発注者の検査を受けなければならない。本業務は発注者の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入漏れ、誤り等不備が発見された場合には、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない。

#### 8. 協議及び議事録の作成

受託者は、業務遂行にあたり必要に応じ、発注者と協議を行うとともに、関係諸官庁にも照会等を行い、目的達成に努めるものとする。なお、受託者は、会議、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、発注者に提出するものとする。なお、協議においては対面での打合せの他に Web 会議を臨機に活用するものとする。

#### 9. その他

発注者が必要と認めた時は、業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合の変更等については、発注者と受託者との協議の上、契約金額を増減しなければならない。

## 10. 成果品

成果品は次のとおりとする。なお、各報告書は完成次第提出するものとし、詳細は発注者との協議とする。

(1) 次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務	A4 版	6 部 (正 1 部、副 5 部)
(2) 概要版	A4 版	6 部
(3) PFI 等導入可能性調査業務	A4 版	6 部 (正 1 部、副 5 部)
(4) 生活環境影響調査業務		
① 報告書	A4 版	6 部 (正 1 部、副 5 部)
② 計量証明書原本		1 式
(5) 上記の電子データ	CD-ROM 等	1 式

## 第2編 特記仕様書

### 第1節 次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務

組合全体のごみ処理システムを念頭に置きつつ、次期ごみ処理施設の整備に向けた整備計画を策定することを目的とする。

#### 1. 基本事項

本計画の背景や目的、位置づけ等を設定するとともに、環境保全、3R推進をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等を踏まえて、次期ごみ焼却処理施設の整備に係る以下の内容を設定する。

- ・基本方針
- ・基本事項
- ・計画期間と目標年次

#### 2. ごみ処理に関する現状把握

ごみ処理の現況及び課題を把握するため、また、地域の特性及びごみ処理に関する基本情報として、以下の内容を本組合の一般廃棄物処理基本計画等を元に簡潔に整理する。

##### (1) 地域特性

- ・自然的環境（地理的、地形的、気候的特性）
- ・人口動態・分布
- ・産業の動向
- ・土地利用状況
- ・将来計画（開発計画等）等

##### (2) ごみの発生量の実績及びその性状

ごみ発生量の実績を、家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれについて経年的に整理する。

##### (3) ごみの減量化・再生利用の実績

ごみの減量化・再生利用量の実績を把握する。

##### (4) ごみ処理体制の状況

収集・運搬、中間処理、最終処分等について過去5ヵ年以上の状況について把握・整理する。

##### (5) ごみ処理の運営・維持管理体制と処理コスト

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分に係る運営・維持管理体制、ごみ処理に係る財政及び処理コストについて把握・整理する。

#### 3. 将来ごみ量の設定

1市1町1村及び組合圏域全体における以下の計画条件を簡潔に整理する。なお、ごみ発生量やごみの処理・処分量は、組合の一般廃棄物処理基本計画等を元に整理するものとするが、不足する条件については、組合との協議にて決定する。

#### (1) ごみの発生量の見込み

計画期間内のごみの発生量の見込み（予測量）を、家庭系ごみ、事業系ごみについて、それぞれ、収集、直接搬入の別に、また、ごみの種類（例えば可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等）別に設定する。

#### (2) ごみの処理・処分量の算定

ごみの種類別の実績及び将来のごみ発生量をもとに、現状及び将来のごみの中間処理量、最終処分量を設定する。なお、将来のごみの中間処理量、最終処分量の設定にあつては、4.で設定（選定）した処理体制に基づくこと。

### 4. 将来のごみ処理体制の設定

1市1町1村及び組合における中長期的な将来におけるごみ処理体制と移行スケジュールを整理する。ごみ処理体制には、ごみの排出から最終処分までを整理するとともに、対象施設には次期ごみ処理施設のほか、現在供用中の施設のほか、将来整備する予定のごみ処理関連施設を含むものとする。

### 5. ごみ分別方法に係る検討

将来のごみ処理体制と移行スケジュールに合わせた、1市1町1村のごみの種類ごとの分別区分、ごみの排出方法を設定する。

### 6. 収集運搬、直接搬入に係る検討

可燃ごみに対する曜日別の施設搬入量を整理し、平準化の必要性（曜日の変更等）を検討する。また、収集車両や搬入車両の種類や積み込み方法などを整理し、共同処理を行う上での課題の抽出、解決策及び統一すべき条件について検討する。

### 7. 災害時に係る対応検討

次期ごみ処理施設で処理する災害ごみの種類を設定するとともに、福島県災害廃棄物処理計画や1市1町1村が策定する災害廃棄物処理計画等をもとに次期ごみ処理施設での処理が必要となる災害廃棄物量を設定する。また、対象とする災害廃棄物の保管、搬送、前処理等に係る基本方針を定めるとともに、組合と1市1町1村との役割分担や協力体制、次期ごみ処理施設の処理能力に対する考え方を整理する。

### 8. ごみの有料化に係る検討

次期ごみ処理施設の整備は循環型社会形成推進交付金の交付要件として定められている家庭系一般廃棄物処理に係る有料化の検討を行うものである。検討にあつては、「循環型社会形成推進交付金等申請ガイド（施設編）令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課」を参照し、趣旨に沿った検討を行うこと。

## 9. 次期ごみ処理施設に求められる機能の検討

1 市 1 町 1 村及び組合が保有するし尿処理施設から発生する汚泥処理、不法投棄ごみの処理、防災拠点や避難所機能、廃棄物発電や余熱利用、啓発拠点、災害への強靱化等、時代の趨勢や状況の変化に合わせて必要となる機能について、これらの対応への必要性や諸元を検討する。

## 10. 施設規模の設定

「3. 将来ごみ量」で設定した将来のごみ量や災害廃棄物の処理方針を元に、次期ごみ処理施設の施設規模を設定する。

## 11. 建設地に係る基本条件の整理

本計画の前提となる次の基本条件を整理する。

### (1) 建設地の立地条件

- ①位置・面積
- ②地形・地質
- ③周辺土地利用状況
- ④搬出入道路状況
- ⑤ユーティリティ条件（電気、上下水道等）

### (2) 施設整備に係る法規制条件

- ①都市計画の指定状況
- ②施設整備に係る関係法令
- ③開発及び景観、建築、緑化等の条例、要綱、ガイドライン等

### (3) 車両の搬出入条件

- ①搬出入ルート、搬出入時間帯
- ②搬出入の車種、積載量、大きさ等
- ③搬出入車両の台数

## 12. 計画ごみ質の設定

計画ごみ質の関する次の事項を整理する。

- (1)低質ごみ、基準ごみ、高質ごみの三成分（水分、灰分、可燃物）
- (2)低質ごみ、基準ごみ、高質ごみの低位発熱量
- (3)低質ごみ、基準ごみ、高質ごみの単位体積重量
- (4)基準ごみの可燃物の元素組成

## 13. 環境保全計画

次期ごみ処理施設の建設予定地に対し、周辺地域に十分に配慮した環境保全計画を策定する。

- (1)国、県等の規制基準
- (2)周辺自治体の規制状況
- (3)公害防止目標値の設定

#### (4) 環境保全対策の検討

- ① 工事中の環境保全対策
- ② 施設稼働後の環境保全対策

#### 1 4. 余熱利用計画

次期ごみ処理施設の余熱を積極的に有効利用するために、場内熱利用方法、場外余熱利用方法について検討する。

- (1) 熱回収方法の検討
- (2) 供給可能量の検討
- (3) 場内利用方法（給湯、冷暖房など）の検討
- (4) 場外利用方法（温水供給など）の検討

#### 1 5. プラント設備計画

次期ごみ処理施設に係る各プラント設備の基本方針や発注条件を設定する。また、プラント設備の耐震に係る条件も併せて検討する。なお、必要に応じてプラントメーカーにヒアリングを行う。

- (1) 基本処理フロー
- (2) 機械設備計画
- (3) 電気・計装設備計画

#### 1 6. 土木計画

次期ごみ処理施設に係る土木工事の基本方針や発注条件を設定する。

- (1) 造成計画
- (2) 雨水集排水計画
- (3) 防災計画
- (4) 外構計画

#### 1 7. 建築計画

次期ごみ処理施設に係る建築工事の発注条件を設定する。また、建築物の災害対策に係る条件も併せて検討する。

- (1) 基本事項の検討
- (2) 建築意匠計画
- (3) 建築構造計画
- (4) 建築設備計画

#### 1 8. 事業スケジュール

次期ごみ処理施設に対する稼働までの事業スケジュールを策定する。

## 19. 配置・動線計画

### (1) 土地利用条件

建設予定地の面積、周辺の土地利用状況等を整理する。また、災害対応として土地利用方法に条件を設定する必要がある場合はその条件を整理する。

### (2) 次期ごみ処理施設の諸元の設定

建屋構成、建屋寸法、煙突高さ等の諸元を類似事例等から設定する。また、必要機能（計量・洗車・駐車場など）の条件を設定する。

### (3) 車両・動線に係る条件の設定

施設利用車両の種類や周回道路、建設予定地への進入口等に係る条件を設定する。

### (4) 計量・検収に係る条件の設定

施設利用車両の計量・検収に係る条件を設定する。

### (5) 配置・動線に係る要求事項の設定

車両通行、歩行者の通行に係る安全上の配慮や周辺環境への配慮事項を整理する。

### (6) 配置・動線図（案）の策定

(1)から(5)を踏まえ、配置・動線図（案）を1ないし複数案設定する。なお、配置・動線図（案）作図ソフトを利用し、他計画書での利用や修正が容易に可能なファイル形式とする。

## 20. 事業手法の検討

施設整備計画、運営管理計画等の内容に基づき、公設公営、DBO、PFI等の事業手法について、他都市の事例等を踏まえ、課題等の整理を行う。

### 21. 生活環境影響調査項目の検討

地域の概況を考慮して、環境影響要因を抽出し、調査項目の検討を行う。

### 22. 次期ごみ処理施設整備に係る検討委員会支援

次期ごみ処理施設整備に係る基本的事項を調査、検討するため、組合が5回程度行う、「次期ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」の運営支援を行う。

## 第2節 PFI等導入可能性調査業務

発注者が予定している次期ごみ処理施設の整備・運営事業（以下、「本事業」という。）にあたり、整備・運営事業の実施手法について、民間事業者の意向や経済性評価を含めた総合的な評価を行い、本組合に適合性の高い事業手法を選定することを目的とする。

### 1. 事業スキームの設定

事業方式の比較、先行事例、法的条件の整理などを行ったうえで、事業期間、事業範囲、リスク分担等の本事業における基本となるスキームについて検討し、設定する。

#### (1) 法的課題の整理

本事業の実施に際して、現行法における課題を整理する。

#### (2) 支援措置等の検討

公的補助、税制上の支援、土地の貸与形態や金融上の支援措置等、民間事業者の事業参入意欲を高めるとともに、事業採算性向上の支援措置について検討する。

#### (3) 概略事業スキームの検討

事業スキームについて概略の検討を行う。検討にあたっては、対象事業範囲及び事業期間を設定するとともに、官民の役割分担のあり方等の観点を踏まえるものとする。

#### (4) 概要条件書の作成

民間事業者への参入意向調査に必要な概要条件書（施設概要、事業範囲、事業規模等）を作成する。

### 2. 市場調査

本事業への参入が考えられる民間企業（プラントメーカを標準とする）に対し、前項の事業スキームへの市場意見、参入意欲、事業費等を把握するために、アンケート調査を実施し、その結果を取りまとめる。なお、調査項目については、以下を標準とする。

- ・本事業への参入意欲
- ・希望する業務範囲、形態、事業期間等
- ・想定される事業スキームにおける概算事業費及びその根拠
- ・本事業におけるコスト削減策の有無と金額及びサービス向上のための提案
- ・本事業におけるリスク内容
- ・発注者への要望事項、意見等

### 3. 経済性の評価

民間事業者の参入意向調査の結果をもとに経済性の検討を行う。検討には以下を標準とし、必要に応じて追加すること。

#### (1) 総事業費の算出

従来型公共事業で実施した場合の事業費（PSC）とPFI事業で実施した場合の事業費（PFI事業のLCC）を算出する。

#### (2) VFMの評価

PFI 事業で実施した場合のリスク調整等について検討するとともに、(1)の結果を踏まえ PFI 導入で期待される VFM による財政支出の削減効果を算出する。

#### 4. 事業手法の総合評価

これまでの検討結果を総合的に評価し、本事業において有効であると思われる事業手法を選定する。

##### (1) 事業性評価

市場調査や経済性の評価の各結果を総合的に判断し、本事業における事業手法について評価、選定を行う。

##### (2) 事業実施における事業工程と課題

(1)で選定した事業手法を用いて事業化した場合の事業工程を検討する。また、考えられる課題を整理する。

##### (3) 発注方式の検討

(1)で選定した事業手法を用いて事業化する場合の発注方式について検討する。

### 第3節 生活環境影響調査業務

本業務は、計画対象施設整備にあたって、建設予定地周辺地域の生活環境への影響を明らかにし、地域の生活環境への適正な配慮を図っていくことを目的とする。

#### 1. 調査準備

##### (1) 生活環境影響調査項目の選定

調査を実施するにあたり、生活環境影響調査項目の選定を行う。選定については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部）に示されている「焼却施設」に対する調査項目の標準的な例を参考に、把握した事業の特性及び地域の特性を踏まえて設定する。また、項目として選定した理由、項目として選定しなかった理由を整理する。

表-2 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境 影響調査項目	生活環境 影響要因	煙突排ガス の排出	施設排水の 排出	施設の稼働	施設からの 悪臭の漏洩	廃棄物運搬 車両の走行
大気環境	大気質	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	○				
		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	○				○
		浮遊粒子状物質(SPM)	○				○
		塩化水素(HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目	○				
		粉じん				△	
	騒音	騒音レベル			○		○
	振動	振動レベル			○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)	○			○		
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD)または化学的酸素要求量(COD)		○			
		浮遊物質(SS)		○			
		ダイオキシン類		○			
		その他必要な項目		○			

備考) ○：生活環境影響調査項目として選定した項目

△：事業特性から、環境影響はないため選定しない項目

##### (2) 調査地点の選定

選定された生活環境影響調査項目における、実際の調査を行う場所を選定する。地点の選定については影響が大きくなる地点やバックグラウンド環境を測定するための地点など、対象施設の条件を考慮しつつ、発注者は、必要により地権者や周辺住民と協議の上決定する。

## 2. 事業計画の整理

発注者資料により、計画対象施設の事業計画内容を把握する。

表-1 施設計画の内容

項目
・施設の設置者の氏名及び住所
・施設の設置場所
・設置する施設の種類
・施設において処理する廃棄物の種類
・施設の処理能力
・施設の処理方式
・公害防止対策（工事時の騒音、振動等対策を含む）

## 3. 自然的及び社会的条件の現況

既存資料により、建設予定地周辺の概況に係る下記の項目についてとりまとめる。

- ・自然的状況に係る項目
- ・社会的状況に係る項目
- ・環境関係法律等に係る項目

## 4. 現地調査及び結果の整理

選定した生活環境影響調査項目について、現況把握を行うため、次の調査を行い、その結果を整理する。

### (1) 大気質調査

#### ① 一般環境大気質

- ・調査項目：二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)、塩化水素(HCL)、ダイオキシン類(DXN)、水銀(Hg)
- ・調査地点：計画地周辺の1地点
- ・調査時期：暖房期と非暖房期の2回1週間連続/回

#### ② 道路沿道大気質

- ・調査項目：二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)
- ・調査地点：廃棄物運搬車両の運行ルート2地点
- ・調査時期：暖房期と非暖房期の2回1週間連続/回

#### ③ 地上気象

- ・調査項目：風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量
- ・調査地点：計画地周辺の1地点
- ・調査時期：通年（365日）

#### ④ 上層気象

- ・調査項目：上層風向・風速、上層気温

- ・調査地点：計画地周辺の1地点
- ・調査時期：各4季の4回7日間（8回放球/日）

## (2) 騒音・振動・交通量調査

### ① 一般環境騒音・振動

- ・調査項目：騒音レベル、振動レベル
- ・調査地点：計画地周辺の2地点（敷地境界1地点及び周辺人家付近1地点）
- ・調査時期：積雪期以外の1回（24時間）

### ② 道路交通騒音・振動・交通量

- ・調査項目：騒音レベル、振動レベル、自動車交通量、地盤卓越振動数
- ・調査地点：廃棄物運搬車両の運行ルート2地点
- ・調査時期：積雪期以外の1回（12時間）

## (3) 悪臭調査

### ① 臭気指数

- ・調査項目：臭気指数
- ・調査地点：計画地敷地境界の2地点（風上側、風下側）
- ・調査時期：2回/年

### ② 悪臭22物質

- ・調査項目：悪臭物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸）
- ・調査地点：計画地敷地境界の2地点（風上側、風下側）
- ・調査時期：2回/年

## 5. 予測

### (1) 大気汚染

煙突排ガスによる大気汚染物質については、気象条件、施設稼働計画を用いた定量予測を行う。

廃棄物運搬車両の走行に伴う大気汚染物質については、廃棄物運搬車両の計画走行台数、現況走行台数、既往資料を用いた定量予測を行う。

#### 【予測項目】

- ① 煙突排ガスによる大気汚染物質（二酸化窒素(N<sub>2</sub>O)、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)、塩化水素(HCL)、ダイオキシン類(DXN)、水銀(Hg))
- ② 廃棄物運搬車両の走行に伴う大気汚染（二酸化窒素(N<sub>2</sub>O)、浮遊粒子状物質(SPM))

- ・予測方法：煙突排ガス及び廃棄物運搬車両の走行に伴う大気汚染（プルーム・パフ式による定量的な予測・分析）
- ・予測箇所：敷地境界及び最大着地濃度地点（煙突排ガス）、周辺民家（廃棄物運搬車両）

## (2) 騒音

施設の稼働に伴う騒音については、施設稼働計画、現地調査結果を用いた定量予測を行う。廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音については、廃棄物運搬車両の計画走行台数、現況走行台数、現地調査結果を用いた定量予測を行う。

- ・予測項目：施設の稼働に伴う騒音レベル、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音レベル
- ・予測方法：施設の稼働に伴う騒音レベル（距離減衰式を用いた定量的な予測・分析）、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音レベル（予測式を用いた定量的な予測・分析）
- ・予測箇所：敷地境界（施設）、周辺民家（廃棄物運搬車両）

## (3) 振動

施設の稼働に伴う振動については、施設稼働計画、現地調査結果を用いた定量予測を行う。廃棄物運搬車両の走行に伴う振動については、廃棄物運搬車両の計画走行台数、現況走行台数、現地調査結果を用いた定量予測を行う。

- ・予測項目：施設の稼働に伴う振動レベル、廃棄物運搬車両の走行に伴う振動レベル
- ・予測方法：施設の稼働に伴う振動レベル（距離減衰式を用いた定量的な予測・分析）、廃棄物運搬車両の走行に伴う振動レベル（予測式を用いた定量的な予測・分析）
- ・予測箇所：敷地境界（施設）、周辺民家（廃棄物運搬車両）

## (4) 悪臭

煙突排ガスによる悪臭及び施設から漏洩する悪臭については、現地測定結果、ごみの種類、悪臭防止対策内容等から、現況を勘案した定性的な予測・分析を行う。

- ・予測項目：煙突排ガスによる悪臭、施設から漏洩する悪臭
- ・予測方法：類似例を用いた定性的な予測・評価
- ・予測箇所：敷地境界及び最大着地濃度地点（煙突排ガス）、周辺民家（施設漏洩）

## 6. 影響の分析

### (1) 影響の分析

計画対象施設の姿を鑑みながら、大気質、騒音、振動、悪臭の予測結果を用いて周辺環境への影響を分析する。なお、その際は第2節で示される施設基本計画との整合を十分に図るものとする。

また、影響分析の結果、対策が必要なものについてはその対応策を示すとともに、環境管理計画としてとりまとめる。

### (2) 総合的な評価

生活環境影響調査項目のそれぞれについて、調査・予測・影響の分析結果を一覧表形式で整理し、概要が一覧で把握できるようにすることにより、環境影響の総合的な評価を行う。

#### 7. 生活環境影響調査書の作成

前述の内容について、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示す標準的構成案に準拠し、生活環境影響調査書としてとりまとめを行う。

#### 8. 公告縦覧支援

生活環境影響調査書の縦覧準備支援、縦覧の際の意見書に対する事業者見解書の作成支援を行う。

#### 9. 住民説明会支援

住民説明会に同席し、質問や意見に対する回答の補助等の技術的な支援及び議事録の作成を行う。

#### 10. 関係機関協議支援

生活環境影響調査に係る関係機関との協議の際、必要となる関連資料の作成等についての支援を行う。

以上